26日機輸貿保第139号 平成26年 8 月 26 日

独立行政法人日本貿易保険 御中

日本機械輸出組合 貿易保険委員会 委員長 菊川哲哉

貿易保険専門委員会 委員長 瓜阪卓司

# 平成26年10月貿易保険の制度改正に係る要望の件

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、貴法人におきましては、本年10月予定の制度改正に関しまして、当委員会での意見交換などを通じて、ユーザーニーズに沿った制度改正に向けてご尽力頂いておりますこと、ありがたく存じます。今回の制度改正のうち、特に事故・回収部分の制度改正は、貿易保険制度の根幹をなす部分の取極めでもあるため、規程がどうあるべきかを含め、当委員会の考えを共有させて頂きたく、要望書を提出申し上げます。当委員会としましても10月の制度改正を目指す所存ですが、貴法人にはユーザーと十分に議論を尽くして、双方納得した形で制度改正をして頂きたいと考えますので、何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

また、事故・回収部分の制度改正以外につきましても、重大な内容変更等の取扱い変更など、分かりづらい部分もございますので、ユーザーの理解を深めるため、今後も説明会などを通じて実務面を含めた丁寧なご説明を行って頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

#### 1. 回収主体の転換について

回収主体の転換により、従来の回収義務を回収協力義務にすることで被保険者の負担を軽減するといった今回の制度改正の趣旨に則り、貴法人が指示する回収行為は、法的手続きなど、貴法人が取れない措置に限定する形で規定して頂くと共に、「被保険者の状況説明や意向を踏まえて、貴法人と被保険者が協議しながら進める」とのご説明の内容を、できるだけ規程に落とし込んで頂きたい。

また、当委員会としては、7月3日に配布頂きました調整中の規程(以下、「規程改正案」)のままでは、貴法人が指示する回収行為、及び、無付保部分を含めた権利行使等の委任、に関して、合理的な理由があっても被保険者に反論する権利が確保されていないと考えます。本来、約款等の規程は、貴法人及び被保険者の双方にとって公平な形で規定されるべきと考えますので、少なくとも貿易一般保険約款第33条及び第34条は下記の通り、「合理的な理由がない限り」を追加して頂きたい。

- イ)約款第33条:第1項の2行目の「被保険者は、日本貿易保険に対し」の部分を、「被保険者は、合理的な理由がない限り、日本貿易保険に対し」に修正して頂きたい。
- ロ)約款第34条:第1項の3行目の「全部又は一部を指示した場合、当該指示に従わなければならない。」の部分を、「全部又は一部を指示した場合、合理的な理由がない限り、当該指示に従わなければならない。」に修正して頂きたい。
- ハ)約款第33条:第1項カッコ内にある「担保権者等」には、同一債権に保険を付している他保 険会社も含まれることをご確認いただきたい。また仮に含まれていない場合には、これを 含むよう変更願いたい。

#### 2. 告知義務について

社内の部門等をまたぐ告知事項に該当する情報の共有に関しては、検討するとの回答を頂いている通り、各社の事情に鑑みて合理的に判断する方向での運用をお願いしたい。

告知事項に関しては、2)の「船積期日の延期」「ユーザンス期間の延長」「L/C 決済の変更」は、該当するケースが明確ではないため削除し、代わりに現約款第21条第1項の文言を残す形での対応をお願いしたい。

また、「規程改正案」の約款第21条第2項は、故意又は過失ではなく、「故意又は重大な過失によって」に修正して頂きたい。損害保険契約について定めた保険法においても、告知義務違反による解除は、「故意又は重大な過失」の場合であることからも、重過失が妥当と考えます。

## 3. 債務確認書について

債務確認書に係る見直しは、問い合わせが多いことから、その内容や確認方法を明確化することを図ったとの説明を頂戴してきました。しかしながら、「規程改正案」におきましては、当初の目的であった明確化から更に踏み込み、保険金請求・支払における必要書類として扱われ、「可能な限り取得」となっている現行の規程(手続細則)と比較して、その位置づけが大きく見直されております。制度の見直しにあたっては、債務確認書の位置づけは現行通りとし、その内容や確認方法を明確化するという当初の目的の範囲に留めて頂きたい。

また仮に現行規程を見直す場合には、例えば、債務者が夜逃げして債務確認できない場合などにおいて、被保険者の責が無い場合は、保険金請求を可能にして頂きたいと考えますので、「規程改正案」の共通運用規程第4条第1項の「ただし書き」は、LC や DP/DA 決済に限定しない運用をお願いしたい。更に債務確認書の取得のみを委任することができるように、同条第3項において権利行使等の委任が定められている「ただし書き」の部分を削除して頂きたい。

## 4. 回収費用について

保険金請求前の回収費用は、被保険者負担の原則は理解しますが、想定できないことが起きた場合に救える規程にしておく意味で、例外規定には、限定列挙に加え、「貴法人が認める場合」も加えて頂きたい。なお、「規程改正案」の約款第2条第12号イで規定する保険金請求前の回収費用の定義から、貨物処分費用が落ちているので、それも併せて修正して頂きたい。また、貴法人の回収方針に被保険者が合意できないまま回収行為が行われた結果、回収費用が回収金を超過した場合の無付保部分相当の超過費用は、貴法人の負担として頂きたい。「規程改正案」の約款上では、第36条第1項の4行目の「取得又は負担する。」を「取得又は回収金の範囲内において負担する。」として頂きたい。なお、「規程改正案」の約款第36条第1項のただし書きの部分は、例外となる場合を貴法人が別に定めるものではないと考えますので、「日本貿易保険が特に認めた場合を除く。」に修正頂きたい。

## 5. 船前事故の条件付払いの回収金納付について

転売金額が不確実で実損額全額の保険金支払を受けた後に転売できた場合、実損てん補の考えに基づき、転売後の実損額で支払保険金を計算し直したうえで、すでに受け取った保険金との差額を貴法人と精算する規定にして頂きたい。

# 6. 回収金納付通知書の提出期限について

手続きが簡略化されるとはいえ、1カ月から15日の短縮は時期などによっては厳しい場合もあるため、従来通り1カ月として頂きたい。

以上